

○国土交通省告示第四百五十九号

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第二十四号）の施行に伴い、並びに貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三十一条第三項において準用する同令第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領を次のように定める。

平成二十四年四月十三日

国土交通大臣 前田 武志

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領
(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）において使用する用語の例による。

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第二項第四号の告示で定める事項）

第二条 安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第二項第四号の告示で定める事項は、講師名簿とする。

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第三項の告示で定める書類）

第三条 安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二第三項の告示で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 組織図その他の運行の管理に関する講習（以下「講習」という。）の適正かつ確実な実施を確保する体制を証する書類

三 決算報告書その他の講習を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有していることを証する書類

四 講習又はこれに類するものの実施の実績が十分であることを証する書類

五 実施規程

六 次に掲げる講習の内容に関する書類

イ 講習に係る概要その他の必要な書類

ロ 講習において用いる教本

七 講師（第六条第四号に規定する講師をいう。以下同じ。）の基準を満たしていることを証する

書類

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更）

第四条 安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第一項ただし書の告示で定める軽微な事項に係る変更は、第二条に定める事項に係る変更とする。

（安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第二項の告示で定める書類）

第五条 安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第二項の告示で定める書類は、

第三条各号に掲げる書類のうち変更に係るものとする。

（認定の基準）

第六条 国土交通大臣は、安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二の規定による認定の申請（同令第十八条第四項において準用する同令第十二条の五第三項の変更の認定について準用する場合を含む。以下同じ。）があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 講習の実施体制について次に掲げる要件を満たしていること。

イ 講習の適正かつ確実な実施を確保する体制が整備されていること。

ロ 講習を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

ハ 講習又はこれに類するものの実施の実績が十分であること。

二 次に掲げる事項を記載した実施規程を適切に定め、当該実施規程を遵守するものであること。

イ 講習の種類

ロ 講師名簿

ハ 受講の手続

ニ 講習の実施方法

ホ 講習の受講者の秘密の保持に関する事項

ヘ 認定の根拠となる法令、講習の種類、実施日、実施場所、料金その他講習の受講に必要な事項及びこれらをインターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段によりあらかじめ一般に周知する方法

ト 専門講師（第四号ハに掲げる専門講師をいう。）を選任するための基準

チ 第九条各号の規定を遵守するために必要な事項

リ その他講習を適正かつ確實に実施するために必要な事項

三 次に掲げる方法により講習を実施するものであること。

イ 別表第一に掲げる実施者、講習項目、内容及び時間により実施するものであること。

ロ 講習の種類ごとに作成された別表第一に掲げる講習項目を含む適切な内容の教本その他必要

な教材を用いるものであること。

四 別表第一に掲げる講習の種類に応じて、次に掲げる種類の講師が選任されているものであること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十九条第一項の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者であつて、講習の実施者が実施する別表第二に掲げる研修を修了している者（以下「第一種講師」という。）

ロ イの第一種講師の要件を満たす者であつて、講習の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者（以下「第二種講師」という。）

ハ 別表第一に掲げる各講習項目に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「専門講師」という。）

（認定書の交付）

第七条 国土交通大臣は、安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二の規定による認定の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請をした者が第六条各号に掲げる基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

（標準処理期間）

第八条 國土交通大臣は、安全規則第十八条第四項において準用する同令第十二条の二の規定による

認定の申請がその事務所に到達してから三月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するためには要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するためには要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる書類を追加するためには要する期間
(遵守事項)

第九条 講習の実施者は、次に掲げる事項を遵守して講習を実施しなければならない。

一 少なくとも毎年度一回（講師として選任された日の属する年度を除く。）、講習の実施者が実施する別表第四に掲げる研修に第一種講師及び第二種講師（第二条に規定する講師名簿に記載された者に限る。）を参加させるものであること。

二 每年度五月三十一日までに、前年度の講習の実施の結果及び前年度の前号に規定する講師の研修に関する報告を国土交通大臣に提出すること。

三 每会計年度終了後三月以内に、毎年度の経理に関する事項を国土交通大臣に報告するものであること。

四 講習を実施したときは、次に掲げる事項を記載した記録簿を作成し、講習を実施した日から、

少なくとも十年間保存するものであること。

イ 講習の実施日時及び項目

ロ 第二条に規定する講師名簿に記載された講師以外の専門講師（第六条第二号トに規定する基準を満たすものに限る。）が講習を実施した場合にあつては、当該専門講師の氏名

五 運輸監理部長又は運輸支局長の求めに応じて、講習の実施の状況に関する必要な情報の提供を速やかに行うものであること。

六 講習を修了した者について、修了者台帳を作成し、講習を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

七 運転免許証その他の書類により、講習を受講しようとする者であることを確認するものであること。

八 初めて講習を修了した者に対して、運行管理者等指導講習手帳（以下「手帳」という。）を交付するものであること。

九 講習を修了した者の手帳（他の講習の実施者が交付したものも含む。）に講習を修了した旨の証明を行うものであること。

十 基礎講習を修了した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

十一 手帳を汚し、損じ、又は失った者等から、手帳の再交付の申請があつたときは、手帳を交付

するものであること。この場合において、受講履歴の証明の申請があつたときは、第四号の規定により保存している修了者台帳の記録に基づき受講の証明を行うものであること。

十二 受講者が所属する一般貨物自動車運送事業者等からの修了試問の結果に關する照会に對して速やかに回答するものであること。

（準用）

第十条 第二条から前条までの規定は、安全規則第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定により国土交通大臣が認定する運行の管理に關する講習について準用する。

（業務の改善）

第十一条 国土交通大臣は、講習の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるとときは、講習の実施者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に基礎講習、一般講習又は特別講習の講師として選任されている者は、当

分の間、それぞれ別表第一に掲げる講習の種類に応じ第六条第四号イ、ロ又はハの規定により講師として選任された者とみなす。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第一（第六条関係）

種類	実施者	講習項目	内容	時間
基礎講習				
第一種講師 、第二種講 師又は専門 講師	自動車運送事業 に関する法令	貨物自動車運送事業法、安全規則、道路 運送車両法（昭和二十六年第百八十五号 ）、自動車事故報告規則（昭和二十六年 運輸省令第百四号）その他関連する政令 、省令、告示及び通達		
道路交通に關す る法令	道路交通法（昭和二十七年法律第百八十号） 、道路交通法（昭和三十五年法律第百五 五号）	四時間		
	三時間			

習 習	修了試問及び補 講習の効果を判断するための修了試問及 び所定の能力を有すると認められなかつ	自動車運転者の 指導及び監督に 関すること	自動車事故防止 に関すること	運行管理の業務 に関すること	号）、労働基準法（昭和二十二年法律第 四十九号）その他関連する政令、省令、 告示及び通達
		安全規則に基づく指導監督指針による運 転者の指導及び監督の内容及び手法	飲酒運転防止、労務管理、健康管理等に 関する基礎知識	運行管理者制度の趣旨及び内容並びに安 全規則に基づく運行管理の実務	
一時間		二時間	二時間	四時間	

				一般講習	
			第一種講師 、第二種講 師又は専門 講師		
自動車運転者の 自動車事故防止 に関すること	自動車事故防止 に関すること	運行管理の業務 に関すること	道路交通に関する法令	自動車運送事業 に関する法令	た者に対する補習
最新の情報に基づく運転者の指導及び監	事故事例に基づく事故防止対策	最新の情報に基づく運行管理の実務	道路法、道路交通法、労働基準法その他 関連する政令、省令、告示及び通達	貨物自動車運送事業法、安全規則、道路 運送車両法、自動車事故報告規則その他 関連する政令、省令、告示及び通達	五時間

				指導及び監督に 関すること	指導及び監督に 関すること
特別 講習					
師	第二種 講師				
又は専門講 師					
自動車運送事業 及び道路交通に 関する法令並び に運行管理の業 務に関すること	修了試問及び補 習	講習の効果を判断するための修了試問及 び所定の能力を有すると認められなかつ た者に対する補習	その他運行管理 者として必要な 事項	交通事故統計等による事故発生状況の把 握等	指導及び監督に 関すること
管理者の日常業務	貨物自動車運送事業法、安全規則、道路 運送車両法、自動車事故報告規則その他 関連する政令、省令、告示及び通達、運 行管理者制度の趣旨及び内容並びに運行 管理者の日常業務	二時間			指導及び監督に 関すること

自動車事故防止のために特に必要な自動車運転者の指導及び監督に関すること	自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること	速度違反の防止等自動車事故防止のため特に必要な安全規則に基づく指導監督指針による運転者の指導及び監督の内容及び手法
適性診断の結果の運行管理の業務への活用に関すること	飲酒、疲労、疾病等の要因が生理及び心理に及ぼす影響を踏まえた事故防止にすること	一時間
二時間	二時間	

事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案の手法等	事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案の手法等	事故事例の分析に基づく運行管理上の要因の発見及び事故防止対策の立案の手法等
事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するグループ討議 修了試問及び補習 講習の効果を判断するための修了試問及び所定の能力を有すると認められなかつた者に対する補習	事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するおおむね三名以上十名以下のグループにおける討議による演習	事故事例の分析に基づく自動車事故防止に関するおおむね三名以上十名以下のグループにおける討議による演習
一時間	三時間	二時間

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、講習時間が正味五十分以上のものをいい、一日の講習時間は正味六時間を超えないものとする。ただし、この時間の欄の時間は、最低時間であつて、一日の講習時間を超えない限度において、最低時間以上講習を実施することを妨げるものではない。

別表第二（第六条関係）

研修内容	時間
自動車運送事業者の運行管理の現場における運行管理者の実務についての実習	三時間
指導及び監督における適性診断の結果の活用方法、当該結果から抽出すべきポイント並びにこれに基づく指導及び助言の手法の習得	四時間

講義において必要とされる手法及びテクニック等の習得

三時間

講義形式の実習

備考

- 1 運行管理者として選任された者であつて、運行管理の実務の経験がある者にあつては、自動車運送事業者の運行管理の現場における運行管理者の実務についての実習を省略することができる。
- 2 国土交通大臣が認定する適性診断のカウンセラーの経験がある者にあつては、指導及び監督における適性診断の結果の活用手法、当該結果から抽出すべきポイント並びにこれに基づく指導及び助言の手法の習得を省略することができる。
- 3 講義を行つた十分な経験がある者にあつては、講義において必要とされる手法及びテクニック等の習得並びに講義形式の実習を省略することができる。
- 4 この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第三（第六条関係）

研修内容	時間
事故事例の分析の結果に基づいて行うグループ討議による事故事例研究等の手法の習得	四時間

備考

自動車事故における生理的及び心理的な要因

この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

別表第四（第九条関係）

研修内容

時間

貨物自動車運送事業法その他の関係法令等の改正の動向、最新の情報に基づく運行管理の実務及び事故事例に基づく事故防止対策

三時間以上

備考

この表において、時間の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。